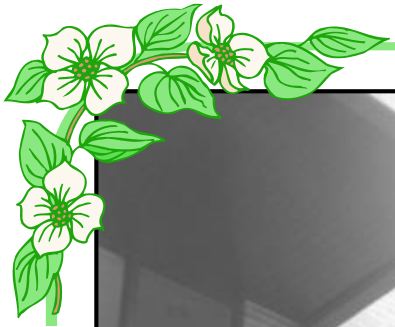


港北区 福祉保健 活動拠点 (通称: 拠点) のご利用案内



福祉保健活動拠点は、地域における市民の自主的な福祉活動、保健活動等のための場を提供することにより、市民の誰もが日常的に相互に支え合い、住み慣れたところで安心して自立した生活が続けられる地域社会の実現に資するため、横浜市が設置した施設です。

(横浜市福祉保健活動拠点条例第1条より)

<指定管理者>

社会福祉法人 横浜市港北区社会福祉協議会

〒222-0032

横浜市港北区大豆戸町13-1吉田ビル206

電話: 045(547)2324 FAX: 045(531)9561

ホームページ: <http://www.kouhoku-shakyo.jp/>

Eメール: info@kouhoku-shakyo.jp

1. 各部屋のご案内

港北区福祉保健活動拠点では、次の部屋を無料で貸し出しています

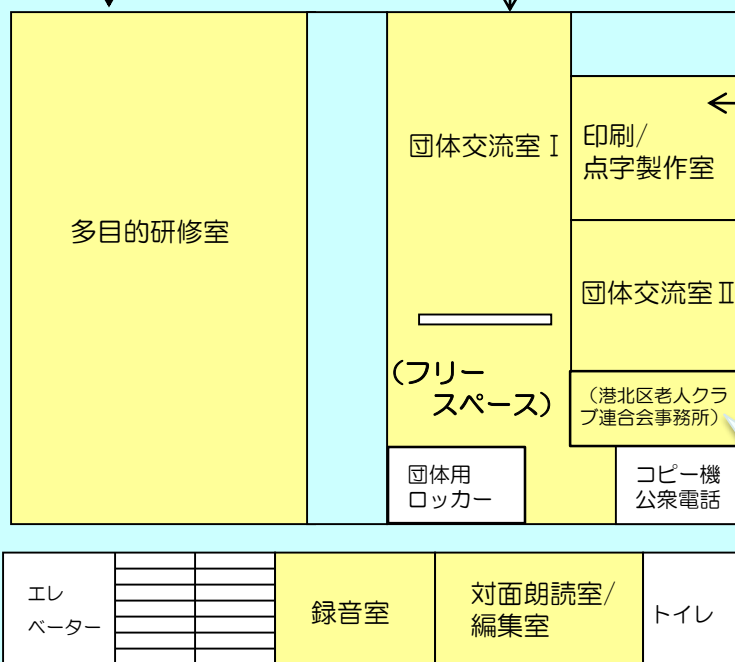
フロアマップ

() 内は利用人数目安

研修会や子育てサークルの行事・ミーティングなどに利用できます。
(70名程度)



様々な団体が打合せや作業のために利用できるスペースです。(15名程度) フリースペースは予約不要です。譲り合ってください。団体ロッカー(事前抽選)やカラーコピー機も設備しています。



印刷機(リソグラフ)ポスタープリンター紙折り機があります。



打ち合わせや作業のために利用できるスペースです。(10名程度)

ボランティアセンターは2階港北区社協事務室へ移転しました

視覚障害のある方が利用する音テープを録音するための部屋です。録音グループが使用します(4名程度)

録音テープの編集作業や視覚障害のある方への朗読、小グループでの活動に利用できます。(8名程度)

※本拠点利用のための団体登録、ボランティア活動のご紹介やボランティア依頼などのお問い合わせは2階港北区社協事務室までおたずねください。

港北区社会福祉協議会とは

社会福祉協議会(社協)とは、地域の皆さんが福祉関係団体、行政などが参画・協力して「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を実現するために地域福祉事業を行っている社会福祉法第109条に基づく民間団体です。

詳細は港北区社協HPをご覧ください。(http://www.kouhoku-shakyo.jp)

2. 部屋のご利用方法について

各部屋の利用時間帯は、

午前〔 9時～13時〕

午後〔13時～17時〕

夜間〔17時～21時〕の**3コマ**に分かれています。

ご利用時間は準備や片付けを含みます。

1

<団体の登録>

福祉保健活動またはそれに準ずる活動をする団体であることを条件に「登録申請書」を提出していただきます。

2

<登録済書の交付>

登録承認後、登録番号を付して、登録済書を交付します。
窓口でお受け取りください。
(以降は③～⑤の手続きでご利用できます)

3

<部屋の仮予約>

拠点**初回受付日** … ご利用月の**6ヶ月前の月の第1月曜日**

(※館内掲示をご参照ください)

●**午前9時から10時までの間**に電話または所定の様式によるFAXで
利用日・時間帯・部屋名をご連絡ください(**1日2コマ、1か月8コマを上限**)。

●同じ日時、部屋が複数団体で重複の場合、その日の午後に抽選します。
落選団体のみご連絡いたします。

(午後3時以降、確認等のお問い合わせに応じます)。

※その他の日時のご予約は、予約日翌日からお受けいたします。

4

<部屋のご利用申込み>

原則として利用日の前日までに
使用許可申請書を事務室へ提出
ください。

提出ない場合はキャンセルと見な
しますので、ご注意ください。

5

<ご利用当日>

事務室で利用許可書をご提示
の上、部屋の鍵をお受け取り
になりご利用ください。

**利用時間内に部屋の点検、
清掃等を行い、施錠後、
鍵を事務室にお返しく下さい。**

3. 開館時間および窓口受付時間

(1) 月曜～土曜 … 9時から21時まで

(2) 日曜・祝日 … 9時から17時まで

4. 休館日

(1) 年末年始 … 12月29日から1月3日

(2) 定期清掃日 … 原則として毎月第1日曜日 ※館内掲示をご参照ください

5. 駐車場

(1) 障がい者用スペース … 1台(当日利用)

(2) 港北区社協 及び 拠点 相談利用用スペース … 1台(予約制)

近隣駐車場の優待はございません。公共交通機関のご利用にご協力をお願いします。

アクセスマップ



横浜市福祉保健活動拠点条例(平成10年10月5日、条例第40号)(抜粋)

(事業)

第2条 拠点は、次の事業を行う。

- (1) 地域における市民の自主的な福祉活動又は保健活動のための施設の提供
- (2) その他前号に準ずる事業

(使用の許可)

第7条 施設を使用しようとする者は、指定管理者の定めるところにより、許可を受けなければならない。

3 指定管理者は、拠点の施設の使用が次のいずれかに該当する場合は、使用を許可しないものとする。

- (1) 拠点における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき。
- (2) 拠点の設置の目的に反するとき。
- (3) 拠点の管理上支障があるとき。
- (4) 営利のみを目的として使用するとき。
- (5) その他指定管理者が必要と認めるとき。

(許可の取消し等)

第8条 指定管理者は、前条第1項の規定により許可を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、同項の規定による許可を取り消し、又は拠点の使用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 前条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (3) この条例に基づく許可の条件に違反したとき。

(入館の制限)

第9条 指定管理者は、拠点の入館者が次のいずれかに該当する場合は、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他の入館者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあるとき。
- (2) その他拠点の管理上支障があるとき。